

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0531 )

第5回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年10月30日 公開 (一部非公開)

開催日時	令和5年10月30日 (月)	15時00分～15時42分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の改正決定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度第5回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。 また、報道機関1社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。

	<p>傍聴者・報道関係者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますのでよろしくお願い致します。</p> <p>最初に、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、８月２３日に開催された第４回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より５つの産業にかかる最低賃金の改正決定について諮問を受けました。</p> <p>その後、５つの産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第９条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会長に報告されております。</p> <p>つきましては、この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	— 専門部会報告の朗読 —
杉田会長	ただ今の報告につきまして、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に御質問などがないようであれば、５つの産業それぞれの専門部会報告書につきましては、このまま受理し、当審議会としてそれぞれの報告内容のとおり栃木労働局長あて答申するか否かの審議を行いたいと思います。</p> <p>なお、事務局から説明がありましたとおり、はん用機械器具等製造業、計量器等製造業につきましては、専門部会において全会一致により結審となりましたので、最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用し審議会の議決として、既に栃木労働局長に対して答申が行われています。</p> <p>一方、塗料製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業につきましては、専門部会において、「全会一致」の結審には至っておりませんので、これら３つの産業についての審議をこれより行うこととします。</p> <p>では、さっそく審議に入りますが、その前に、当審議会は公開で行われておりますが、栃木地方最低賃金審議会運営規程第６条ただし書きには「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができ</p>

	<p>る。」とされております。</p> <p>これから行う金額審議については、同規定を適用して非公開により進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、これからの金額審議は非公開として進めたいと思っておりますので、事務局は報道関係者の方を会場の外に御案内してください。</p> <p>報道関係者の皆様は、非公開審議が終了しましたら、再度御案内しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>— 報道関係者を会場外に案内 —</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 労働者代表委員 —</p> <p>— 報道関係者入室 —</p> <p>《《 以降 公開 》》</p>
杉田会長	<p>ここからの議事は公・労・使の三者が揃った場面となりますので、「公開」といたします。</p> <p>先ほど、公労協議・公使協議を行いました結果、専門部会では労使それぞれの意見が分かれていましたが、本審につきましては、「塗料製造業」「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」の三つの産業とも「全会一致」の御意思であるということでした。</p> <p>この場において改めて、労使双方の御意思を確認をさせていただきますが、いずれも「全会一致」ということでよろしいですか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これまでの審議結果をもって答申文を作成し、本日、栃木労働局長あて答申を行いたいと思っておりますので、事務局は、それぞれの答申文（案）を作成し、各委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）作成・各委員に配付 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、確認のため朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）朗読 —</p>

杉田会長	ただ今、「塗料製造業」、「電子部品等製造業」、「自動車・同附属品製造業」の三つの特定最賃にかかる答申文（案）について、御意見などありますか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	御意見などないようですので、答申文を原案のとおり決定します。御手元の答申文（案）の（案）を削除し本日 30 日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。 また、報道関係者に配付する、答申文（写）の作成もお願いします。
事務局	— 答申文を作成し会長に渡す — — 答申文（写）を報道関係者に配付 —
杉田会長	それでは、ただ今から栃木労働局長に答申を行います。 局長よろしくお願いします。
会長・局長	— 答申文を手交 —
杉田会長	ただ今、栃木労働局長に答申いたしました。 ここで、栃木労働局長より御挨拶があります。
局長	ただ今、杉田会長より本年度の栃木県特定最低賃金改正発効にかかる答申をいただき、誠にありがとうございました。 本答申までの 5 産業それぞれに開催されました専門部会における審議状況や結審状況につきましては、事務局担当者より適時報告を受けておりましたが、本日の審議において、5 産業すべてで全会一致に至り答申いただきましたことは、労使それぞれの代表委員の皆様方の御理解と最大限の歩み寄りであり、そして、公益委員の皆様方の適切な進行の賜物であり、心より御礼申し上げます。 今年度における栃木県特定最低賃金の改正決定の審議は、物価上昇による労働者の生計費等への影響や、原材料費の高騰、長引く円安による中小・零細企業への影響等に加え、今夏、栃木県最低賃金の改正発効にかかる御審議を行っていただいた頃よりも、国内の経済情勢や世界情勢の一層の変化等、先行きの不透明感が増す中で、特に難しい御審議であったと推察しております。 当局といたしましては、今後、本年 12 月 31 日発効に向けて所要の手続きを行い、専門部会委員の皆様方の御尽力に少しでも報いていくため、その周知にも全力を尽くしたいと存じます。 これまで、労使委員におかれましては、労使のイニシアティブを発揮していただき、また公益委員の皆様方には、労使のイニシアティブを引き出していただき、改めて事務局として感謝申し上げます。

	<p>周知にあたり、本日お集りの委員の皆様はもとより、専門部会委員の皆様方にもそれぞれのお立場において、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>繰り返しになりますが、栃木県特定最低賃金の改正決定にかかる御審議、誠にありがとうございました。</p>
杉田会長	次に、議題（２）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
中島委員	一つよろしいですか。
杉田会長	中島委員どうぞ。
中島委員	本日配付された資料No.2の「栃木県における最低賃金の推移」について、カラーでとてもありがたいのですが、残していく資料として、改正率は記載されておりますが、当年度の結審額を、例えば37円とか38円という金額を入れていただくことはできないでしょうか。事務局へのお願いになりますが。また、年号ではなく西暦で入れていただくとありがたいと思います。率では議論していませんので、絶対額を入れていただくとありがたいと思っています。
事務局	ただ今のご意見・ご要望につきましては、今後の資料作成作業に当たり、前向きに善処させていただきたいと思っております。
杉田会長	他に何かございますか。 特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。
事務局	— 今後の手続き及び審議日程等の説明 —
杉田会長	<p>ただ今の事務局の説明のとおり、第6回審議会を11月15日水曜日午前10時から、場所はこの5階大会議室において開催を予定しますが、特定最低賃金に係る当審議会の意見に対する異議の申出が無い場合には、開催中止となります。</p> <p>なお、中止の場合は、事務局より速やかに各委員にその旨の連絡を、また各委員の皆様も、必要に応じて事務局への確認をよろしくお願ひします。</p> <p>委員の皆様、その他何かございますか。</p>
各代表委員	— 意見、質問等なし —
杉田会長	特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を

各代表委員  杉田会長	<p>作成し、同条第2項の規定により一部非公開とした部分を除き公開いたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p> <p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p> <p>それでは、労働者側は菊嶋委員、使用者側は鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第5回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>本日もスムーズな進行に御協力をいただき、ありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
-------------------	---